

## 専決第4号

職員の旅費及び費用弁償に関する条例及び特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案に対する同意の専決について

令和5年第2回茨城県議会定例会に提出するため、上記条例案（別紙）について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定に基づき、令和5年5月30日付け人第202号で知事から意見を求められたが、特に緊急を要するため教育委員会の会議を招集する時間的余裕がないことが明らかであるので、茨城県教育委員会事務専決規程（昭和46年茨城県教育委員会訓令第5号）第2条第1項の規定に基づき、令和5年6月5日専決をもって同意したので、同条第2項の規定に基づき、報告します。

このことについて、承認願います。

令和5年6月26日提出

茨城県教育委員会教育長 森作 宜民

第 号議案

職員の旅費及び費用弁償に関する条例及び特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

(職員の旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第1条 職員の旅費及び費用弁償に関する条例(昭和28年茨城県条例第56号)の一部を次のように改正する。

付則に次の1項を加える。

- 4 職員が次の表に掲げる旅行先に旅行した場合における宿泊料の額は、第34条第2項の規定にかかわらず、当分の間、同表に掲げる旅行先の区分に応じ、それぞれ同表の宿泊料(1夜につき)の欄に掲げる額とする。

旅 行 先	宿泊料(1夜につき)
	円
シンガポール	28,000
ロサンゼルス	37,800
ニューヨーク	48,900
サンフランシスコ	37,900
パリ	44,600
アメリカ合衆国(ロサンゼルス、ニューヨーク及びサンフランシスコを除く。)	35,500
カナダ	35,800
フランス(パリを除く。)	25,100
イタリア	22,800
大韓民国	20,400
香港	21,200
中華人民共和国(香港を除く。)	14,800
台湾	19,100
モンゴル	13,500

(特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第2条 特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例（昭和27年茨城県条例第55号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「付則第8項」を「付則第9項及び付則第10項」に改める。

付則に次の1項を加える。

- 10 知事等が次の表に掲げる旅行先に公務のため旅行した場合における宿泊料の額は、第8条第1項の規定にかかわらず、当分の間、同表に掲げる旅行先の区分及び宿泊料（1夜につき）の区分に応じ、同表に掲げる額とする。

旅 行 先	宿泊料（1夜につき）（単位 円）	
	知 事	副知事，教育長，公営企業管理者，病院事業管理者及び常勤の監査委員
シンガポール	36,700	32,000
ロサンゼルス	49,600	43,200
ニューヨーク	64,100	55,200
サンフランシスコ	49,700	43,300
パリ	58,500	50,900
アメリカ合衆国（ロサンゼルス，ニューヨーク及びサンフランシスコを除く。）	45,700	40,600
カナダ	46,000	40,900
フランス（パリを除く。）	32,400	28,700
イタリア	29,400	26,100
大韓民国	26,200	23,200
香港	27,300	24,200
中華人民共和国（香港を除く。）	19,100	17,000
台湾	24,600	21,900
モンゴル	17,400	15,500

付 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(職員の旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

2 第1条の規定による改正後の職員の旅費及び費用弁償に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

(特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

3 第2条の規定による改正後の特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

令和 年 月 日提出

茨城県知事 大井川 和彦

## 参考

### 職員の旅費及び費用弁償に関する条例及び特別職の職員の給与並びに 旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案の概要

#### 1 改正の理由

外国出張の宿泊料定額を、実態に即した額とするため、所要の改正をしようとするもの

#### 2 改正の内容

外国出張の宿泊料定額は、現在、国の旅費法に準じた額としているところであるが、近年の物価高騰や円安の影響により実態と乖離している現状を踏まえ、本県職員が渡航する頻度の高い国及び都市について、実態に即した特例の額を定めるもの

##### 【特例の額を定める国及び都市】

国又は都市名	現行の額	特例の額		
		一般職	特別職	
			知事	副知事等
シンガポール	<ul style="list-style-type: none"> <li>知事 29,000 円</li> <li>副知事等 25,700 円</li> <li>部・次長級 22,500 円</li> <li>正課長級～係長級 19,300 円</li> <li>非役付 16,100 円</li> </ul>	28,000 円	36,700 円	32,000 円
ロサンゼルス		37,800 円	49,600 円	43,200 円
ニューヨーク		48,900 円	64,100 円	55,200 円
サンフランシスコ		37,900 円	49,700 円	43,300 円
パリ		44,600 円	58,500 円	50,900 円
アメリカ合衆国 (※1)	<ul style="list-style-type: none"> <li>知事 24,200 円</li> <li>副知事等 21,500 円</li> <li>部・次長級 18,800 円</li> <li>正課長級～係長級 16,100 円</li> <li>非役付 13,400 円</li> </ul>	35,500 円	45,700 円	40,600 円
カナダ		35,800 円	46,000 円	40,900 円
フランス(※2)		25,100 円	32,400 円	28,700 円
イタリア		22,800 円	29,400 円	26,100 円
大韓民国	<ul style="list-style-type: none"> <li>知事 19,400 円</li> <li>副知事等 17,200 円</li> <li>部・次長級 15,100 円</li> <li>正課長級～係長級 12,900 円</li> <li>非役付 10,800 円</li> </ul>	20,400 円	26,200 円	23,200 円
香港		21,200 円	27,300 円	24,200 円
中華人民共和国 (※3)	<ul style="list-style-type: none"> <li>知事 17,400 円</li> <li>副知事等 15,500 円</li> <li>部・次長級 13,500 円</li> <li>正課長級～係長級 11,600 円</li> <li>非役付 9,700 円</li> </ul>	14,800 円	19,100 円	17,000 円
台湾		19,100 円	24,600 円	21,900 円
モンゴル		13,500 円	17,400 円	15,500 円

※1 ロサンゼルス、ニューヨーク及びサンフランシスコを除く。 ※2 パリを除く。 ※3 香港を除く。

#### 3 施行期日

公布の日

茨城県県立中等教育学校学則及び茨城県県立中学校学則の一部を改正する規則  
(茨城県県立中等教育学校学則の一部改正)

第1条 茨城県県立中等教育学校学則(平成19年茨城県教育委員会規則第9号)の一部を次のように改正する。

別表茨城県立勝田中等教育学校の項中 「

普通科		
-----	--	--

」を

「

普通科	120	120
-----	-----	-----

」に改める。

(茨城県県立中学校学則の一部改正)

第2条 茨城県県立中学校学則(平成23年茨城県教育委員会規則第9号)の一部を次のように改正する。

別表茨城県立下妻第一高等学校附属中学校の項及び茨城県立水海道第一高等学校附属中学校の項中「80」を「120」に改め、「令和4年度入学者から募集開始」を削る。

付 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

令和5年6月26日提出

茨城県教育委員会教育長 森作 宜民

(提案理由)

令和3年度に設置された中等教育学校及び令和4年度に設置された中学校の学年進行による生徒定員の変更に伴い、所要の改正をしようとするものである。

茨城県県立中等教育学校学則 新旧対照表

改正案							現行								
別表（第2条関係） 茨城県県立中等教育学校の名称，位置，後期課程に置く課程及び学科，生徒定員等							別表（第2条関係） 茨城県県立中等教育学校の名称，位置，後期課程に置く課程及び学科，生徒定員等								
名称	位置	前期課程・後期課程の別	課程(後期課程)	学科(後期課程)	生徒定員(単位：人)		備考	名称	位置	前期課程・後期課程の別	課程(後期課程)	学科(後期課程)	生徒定員(単位：人)		備考
					学科(後期課程)	計							学科(後期課程)	計	
茨城県立勝田中等教育学校	ひたちなか市足崎	前期課程				360	令和3年度入学者から募集開始	茨城県立勝田中等教育学校	ひたちなか市足崎	前期課程				360	令和3年度入学者から募集開始
		後期課程	全日制	普通科	120	120	単位制			後期課程	全日制	普通科	—	—	単位制
茨城県立並木中等教育学校	つくば市並木	前期課程				480		茨城県立並木中等教育学校	つくば市並木	前期課程				480	
		後期課程	全日制	普通科	480	480	単位制			後期課程	全日制	普通科	480	480	単位制
茨城県立古河中等教育学校	古河市磯部	前期課程				360		茨城県立古河中等教育学校	古河市磯部	前期課程				360	
		後期課程	全日制	普通科	360	360	単位制			後期課程	全日制	普通科	360	360	単位制

## 茨城県県立中学校学則 新旧対照表

改正案				現 行			
別表（第2条関係） 茨城県県立中学校の名称，位置及び生徒定員				別表（第2条関係） 茨城県県立中学校の名称，位置及び生徒定員			
名 称	位 置	生徒定員 (単位:人)	備 考	名 称	位 置	生徒定員 (単位:人)	備 考
茨城県立日立第一高等学校附属中学校	日立市若葉町三丁目	240		茨城県立日立第一高等学校附属中学校	日立市若葉町三丁目	240	
茨城県立太田第一高等学校附属中学校	常陸太田市栄町	120		茨城県立太田第一高等学校附属中学校	常陸太田市栄町	120	
茨城県立水戸第一高等学校附属中学校	水戸市三の丸3丁目	240		茨城県立水戸第一高等学校附属中学校	水戸市三の丸3丁目	240	
茨城県立鉾田第一高等学校附属中学校	鉾田市鉾田	120		茨城県立鉾田第一高等学校附属中学校	鉾田市鉾田	120	
茨城県立鹿島高等学校附属中学校	鹿嶋市城山二丁目	120		茨城県立鹿島高等学校附属中学校	鹿嶋市城山二丁目	120	
茨城県立土浦第一高等学校附属中学校	土浦市真鍋四丁目	240		茨城県立土浦第一高等学校附属中学校	土浦市真鍋四丁目	240	
茨城県立竜ヶ崎第一高等学校附属中学校	龍ヶ崎市平畑	120		茨城県立竜ヶ崎第一高等学校附属中学校	龍ヶ崎市平畑	120	
茨城県立下館第一高等学校附属中学校	筑西市下中山	120		茨城県立下館第一高等学校附属中学校	筑西市下中山	120	
茨城県立下妻第一高等学校附属中学校	下妻市下妻	120		茨城県立下妻第一高等学校附属中学校	下妻市下妻	80	令和4年度入学者から募集開始
茨城県立水海道第一高等学校附属中学校	常総市水海道亀岡町	120		茨城県立水海道第一高等学校附属中学校	常総市水海道亀岡町	80	令和4年度入学者から募集開始



茨城県県立特別支援学校学則の一部を改正する規則

茨城県県立特別支援学校学則（昭和46年茨城県教育委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

第3条の表<sup>ろう</sup>聾学校の項中 「1年」 を  に改める。

第11条中第3項を削り、第4項を第3項とする。

別表第1 茨城県立水戸聾学校の項中 「(本科)」 を削り、 | 被服科 | を

被服科	に改め、「理容科」を削る。
総合技術科	
生活デザイン科	

別表第2 茨城県立水戸聾学校の項を削る。

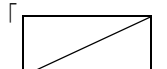
付 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。ただし、別表第1の改正規定（「(本科)」を削る部分及び「理容科」を削る部分を除く。）は、公布の日から施行する。

(茨城県県立学校管理規則の一部改正)

- 2 茨城県県立学校管理規則（昭和35年茨城県教育委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

第5条の表<sup>ろう</sup>聾学校の項中 「1年」 を  に改める。

令和5年6月26日提出

茨城県教育委員会教育長 森作 宜民

(提案理由)

茨城県立水戸聾学校高等部の学科改編に伴い、所要の改正をしようとするもの。



茨城県立特別支援学校学則新旧対照表

改正						現行											
別表第1 (第2条第1項) 学校の名称, 位置, 部及び学科並びに児童等の定員						別表第1 (第2条第1項) 学校の名称, 位置, 部及び学科並びに児童等の定員											
名	称	位	置	部	学	科	児童等の定員	備考	名	称	位	置	部	学	科	児童等の定員	備考
茨城県立水戸豊学校	水戸市千波町	町	水戸市千波	幼稚園部 小学部 中学部 高等部 (削る。)	幼稚園部 小学部 中学部 高等部 (削る。)	普通科 産業工芸科 被服科 総合技術科 生活デザイン科 (削る。)	24 / 64		茨城県立水戸豊学校	水戸市千波町		水戸市千波町	幼稚園部 小学部 中学部 高等部 (本科)	普通科 産業工芸科 被服科 (新設) (新設) 理容科	24 / 64		
別表第2 (第2条第2項) 専攻科を置く学校						別表第2 (第2条第2項) 専攻科を置く学校											
名	称	学	科	生徒定員	備	考	名	称	学	科	生徒定員	備	考				
茨城県立盲学校		保健医療科	保健医療科	24			茨城県立盲学校		保健医療科	保健医療科	24						
(削る。)				24			茨城県立水戸豊学校	産業工芸科 被服科 理容科	産業工芸科 被服科 理容科	8							

茨城県立学校管理規則新旧対照表

改正										現行									
(特別支援学校の修業年限) 第5条 特別支援学校の修業年限は、次表のとおりとする。										(特別支援学校の修業年限) 第5条 特別支援学校の修業年限は、次表のとおりとする。									
部 科 別 学 校 別	幼 稚 部	小 学 部	中 学 部	高 本	高 等		部	部 科 別 学 校 別	幼 稚 部	小 学 部	中 学 部	高 本	高 等		部				
					科	専 攻 科							科	専 攻 科					
盲 聾 学 校	1年, 2年又は3年	6年	3年	3年	3年	3年	部	盲 聾 学 校	1年, 2年又は3年	6年	3年	3年	3年	3年	部				
特別支援学校	1年, 2年又は3年	6年	3年	3年	3年	3年	部	特別支援学校	1年, 2年又は3年	6年	3年	3年	3年	部					

県立水戸聾学校高等部の学科改編（茨城県県立特別支援学校学則の一部改正）について

1 これまでの経過

区 分	対 象	内 容 等
令和3年 9月24日	定例教育委員会	○学科改編等の基本的な考え方 ・本科理容科及び専攻科全科の募集停止（R4～） ・本科産業工芸科及び被服科の学科改編（R6～）
令和3年 11月19日	文教警察委員会	同上

2 改正する規則等

- ・茨城県県立特別支援学校学則（昭和46年茨城県教育委員会規則第11号）

3 改正内容

(1) 学科改編

【現 行】		【改編後（令和6年度～）】	
本科 (3年間)	専攻科 (1年間)	本科 (3年間)	専攻科 (1年間)
普通科		普通科	
産業工芸科	産業工芸科	総合技術科	(廃 止)
被服科	被服科	生活デザイン科	(廃 止)
理容科	理容科	(廃 止)	(廃 止)

(2) 特色ある教育活動等

① 情報教育の充実

学 科	科 目	学 習 内 容 等
総合技術科	(工業) 工業情報数理	情報技術の進展への対応に必要な資質・能力の育成 ・コンピュータの構成と特徴の理解 ・情報のセキュリティ管理 ・ソフトウェアの基礎 等
生活デザイン科	(家庭) 生活産業情報	生活産業における情報技術を適切に活用する資質・能力の育成 ・情報通信ネットワークとセキュリティ管理 ・各種アプリケーションの基本 等
共 通 (学校設定科目)	(情報) 情報技術基礎	情報を分かりやすく伝えるための情報活用及び表現技術等の習得 ・プレゼンテーションの基礎 等
	(総合：学校設定教科) 情報探究	情報の収集・整理・発信などについて主体的に課題を解決していく資質・能力の育成 ・動画及びWeb ページ等の作成 ・プレゼンテーションの工夫 等

## ② キャリア教育の充実

学科	科 目	学習内容等
共 通 (学校設定科目)	(総合：学校設定教科) キャリアスタディⅠ	自分の将来、人生を見つめ、よりよい進路選択や生き方を考えていくための資質・能力の育成 ・自己理解の促進(卒業後の進路や将来の生き方等について) ・将来の進路実現に向けた計画の作成 等
	(総合：学校設定教科) キャリアスタディⅡ	企業が求める人材としてのコミュニケーション能力の育成及びマナーの習得 ・職種に応じた働く態度の理解と実践 ・現場実習の事前事後学習 等

## ③ 筑波技術大学との連携

筑波技術大学教員等による「課題研究」への助言、大学デザイン学科との合同学習 等

### <参考：過去3年間の本科卒業生の就職状況>

卒業年度	2020年度		2021年度	2022年度	
卒業生数	8人		4人	7人	
就職者数	4人		1人	5人	
職種別	生産工程	事務	生産工程	生産工程	事務
人 数	3人	1人	1人	4人	1人
就職先 (出身学科)	ガレオジャパン(産) 日立ハイテク(理) 三菱パワー(普)	住友電気(被)	日立ハイテク(被)	日立ハイテク(産) キヤノエコロジ-インダストリー(産) 茨城木工(普) 三菱マテリアル(産)	菱信データ(被)
就職者以 外の状況	○大学進学：4人		○大学進学：3人	○大学進学：1人 ○福祉サービス：1人	

※(普)：普通科、(産)：産業工芸科、(被)：被服科、(理)：理容科